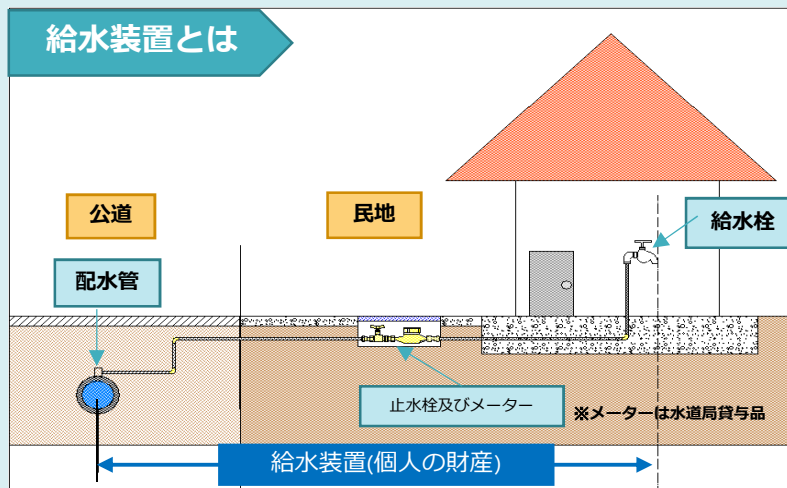


給水装置の所有者が変わった際は、 給水装置所有者変更届出書のご提出をお願いします。

給水装置とは？

道路に入っている水道本管（配水管）から分岐して、ご家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、給水栓（蛇口）、メーターなどの器具を総称して「給水装置」と呼びます。



給水装置の新設、改造など手を加える場合は、水道局への工事申請が必要です。



給水装置は所有者の財産であるため、**所有者が維持管理をする必要があります。**
老朽化した不要給水装置は漏水等のリスクがあるため撤去の検討をお願いします。

給水装置の所有者変更について

土地、建物の売買・相続等に伴い給水装置の所有者が変更となる場合は、水道局へ「給水装置所有者変更届出書」の提出が必要となります。

(静岡市水道事業給水条例第19条より)

相続



土地売買



建替え等により給水装置の改造等行う際は、
給水装置所有者から給水工事申請書提出が必要です

提出書類

① 所有者変更届

② 添付書類

- ✓ 売買の場合
土地や家屋の登記事項証明書 売買契約書等
- ✓ 相続などの場合
戸籍謄本や旧所有者との関係性が分かる書類 など(写しでも可)



様式は←のQRコードから
ダウンロード出来ます

所有者変更届の提出先は以下のとおりです。
葵、駿河区の給水装置：水道管路課(上下水道局4F)
清水区の給水装置：水道事務所(清水区役所6F)

お問合せ：静岡市上下水道局水道部

水道管路課(葵、駿河区)
水道事務所(清水区)

☎054-270-9135
☎054-354-2745

(例)

様式第10号 (第29条関係)

給水装置所有者変更届出書

(宛先) 静岡市公営企業管理者

年 月 日

届出人	住所又は所在地	静岡市葵区七間町 15 番 1 号		
	氏名又は名称 及び代表者名	静岡水道株式会社 代表取締役 給水 太郎		
	電話			
給水装置 設置場所	静岡市葵区追手町 5 番 1 号	標識 番号	○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
新所有者	住所 又は 所在地	静岡市葵区追手町 5 番 1 号		
	氏名又は 名称及び 代表者名	静岡総合株式会社 代表取締役 静岡 五郎		
旧所有者	住所 又は 所在地			
	氏名又は 名称及び 代表者名			
変更理由	相続・譲渡・売買・その他 (証する添付書類として水道局で保管します。 原本の写しで構いません。	
摘要	権利の取得等 (登記簿謄本、売買契約書) を証する書類			
	登記簿謄本について			
	・土地の全部事項証明書の提出をお願いします。 (建物、要約書では受付できない場合があります)			
	・権利部 (所有権に関する事項) は、全ページ提出をお願いします。			
	・出力日が提出日からさかのぼって3か月以内の書類の提出をお願いします。			
	・インターネットの登記情報サービスで出力した書類でも構いません。			
	売買契約書について			
	・売主、買主等を確認します。金額等は消してくださって構いません。			